

号外第11号

平成23年10月7日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

―― 目 次 ――

告 示

○土壤汚染対策法の規定による形質変更時

要届出区域の指定の解除 1

○土壤汚染対策法の規定による形質変更時

要届出区域の指定 1

1 指定する形質変更時要届出区域

広島市南区出島四丁目1番20の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物

告 示

広島市告示第454号

平成23年10月7日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年広島市告示第97号で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除します。

広島市長 松井一實

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

広島市南区大州四丁目の387番10の一部、乙387番1の一部及び407番8の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染対策法施行規則別表第5の9の項の下欄に定める土壤汚染の除去

広島市告示第455号

平成23年10月7日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實